

宿泊施設の防火対象物適合表示制度 「表示マーク制度」

「表示マーク制度」とは

「表示マーク制度」は、宿泊施設からの申請に基づいて、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対し、「表示マーク」を交付する制度です。宿泊施設が「表示マーク」を掲出することにより、建物の安全・安心に関する情報を利用者に提供することが可能となります。

対象となる建物について

「表示マーク制度」の対象となるのは、収容人員が30人以上で、地階を除く階数が3階以上の宿泊施設です。

「表示マーク」の種類について

「表示マーク」には金色と銀色の2種類があります。

消防機関が審査した結果、表示基準に適合していると認められた場合は、「表示マーク（銀）」が交付されます。3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、「表示マーク（金）」が交付されます。



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

お問い合わせ 山武郡市広域行政組合
消防本部予防課査察係
電話 0475-52-8754